

第6章 田布施町障がい児福祉計画（第3期）

1 サービスの内容

児童福祉法に基づき、町が提供するサービスの内容は次のとおりです。

障害児通所支援（障がいのある児童が施設で利用するサービス）	
児童発達支援・医療型児童発達支援	障がいのある未就学児（療育の必要な児童）に、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うサービス ※ 医療型児童発達支援では、上記の支援と併せて治療を提供
放課後等デイサービス	就学児に学校授業終了後や休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など多様なメニューを提供するサービス
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が困難な障がいのある児童に対し、居宅において児童発達支援を行うサービス
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等のサービス
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進することを目的とする、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

※児童福祉法第6条の2の2から抜粋

2 成果目標

障がい児福祉計画（第3期）では、国の指針に基づいて、児童福祉サービスに係る支援等に関する成果目標を定めています。

（1）障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の障害種別や、ライフステージに応じた支援を提供できるよう、地域における支援体制の整備について、以下の成果目標を設定します。

①児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

i 障がい児の地域社会の参加・包容の推進にむけて、国の指針に基づいて地域の中核となる児童発達支援センターの設置を進めます。

柳井圏域においては、圏域として1箇所の設置を目指します。

なお、児童発達支援センターを設置するまでの間については、引き続き、障害福祉主管課、委託相談支援事業所及び児童発達支援事業所で連携し、障がい児支援に関する中核的な支援機能を確保します。

項目	R 6 年度～R 8 年度
児童発達支援センター設置	1 箇所(柳井圏域)

- ii 巡回支援専門員整備事業（地域障害児支援体制強化事業）等を実施し、療育の支援体制の充実を図ることにより、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に成長できる体制の構築を目指します。

②主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

現在、本町及び柳井圏域には、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はなく、重症心身障がい児は、福祉型の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を利用しています。今後、柳井圏域地域自立支援協議会を中心に支援体制の整備に努め、令和 8 年度末までに圏域で 1 箇所設置を目指します。

項目	R 6 年度～R 8 年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所(柳井圏域)

③医療的ケア児(※ 1)等への支援

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう、柳井圏域では、医療的ケア児連携体制整備プロジェクトが中心となって、保健、障害福祉、保育、教育等の関係者が情報共有や協議を行うとともに、県や医療機関との連携強化を図ることにより、医療・保育・教育を含めた包括的な支援体制の構築を目指します。また、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、令和 8 年度末までに柳井圏域の委託相談支援事業所 3 か所への配置を目標とします。

(※ 1)医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18 歳以上の高校生を含む)。

医療技術の進歩により、在宅での生活も可能となってきています。一方で、日常生活や学校生活において特別なケアが必要となることから、継続的に支援を行っていく必要があります。

項目	R 6 年度～R 8 年度
医療的ケア児等支援	行政、教育並びに医療、サービス等の関係機関による支援体制の確立

3 障がい児福祉サービス等の見込量

※以下すべて月平均

(1) 障がい児通所支援

種類	単位	第 6 期	第 7 期		
		R 4 年度 実績	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
児童発達支援（福祉型）	人日	1 1 4	1 1 6	1 1 8	1 2 0
	人	1 1	1 3	1 4	1 5
児童発達支援（医療型）	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	3 2 6	3 2 8	3 3 8	3 4 8
	人	3 9	4 0	4 1	4 2
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0
	人	0	0	0	0
障害児入所支援 （福祉型） ※	人日	—	—	—	—
	人	—	—	—	—
障害児入所支援 （医療型） ※	人日	—	—	—	—
	人	—	—	—	—

※障害児入所支援（福祉型、医療型）については、県において設定します。

・障がい児福祉サービス等の見込量確保のための方策

障がい児支援において、障がいの早期発見と早期支援が、本人及び家族にとって極めて重要となります。

町では、乳幼児健診を通じて、保健師による相談会を実施しており、早期発見、早期支援に努めています。他にも、心と体の発達が気になる保護者向けには「笑・笑にこにこステーション」を開催し、おなじ悩みを持つ保護者に交流の場を提供しています。これらの取組みは、今後も引き続き継続していきます。

また、障がい児の支援は、年齢に応じた対応が求められることから、相談支援専門員とサービス提供事業所との緊密な連携が不可欠です。成長段階においては、保育、保健医療、教育並びに就労等の関係機関との協力も重要であり、行政が中心となって、状況に応じた協力体制を整備し、ライフステージに応じて適切な支援が行える体制を構築します。

次に、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、需要に対して供給が不足している状況を改善するため、新たな参入に向けて、事業者理解を求めるとともに引き続き協力をお願いしていきます。

(2) 障がい児相談支援

種類	単位	第6期	第7期		
		R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度
障害児相談支援	人日	—	—	—	—
	人	13	13	14	15
医療的ケア児等コーディネーター※	人	1	1	1	1

※令和8年度 柳井圏域全体として3人（内 田布施町1人）

・見込量確保のための方策

児童期は、成長段階に応じて生活場面の変化が大きな時期です。

町では、柳井圏域と連携し、相談支援専門員と保育、保健医療、教育並びに就労等の関係機関との協力体制を整備することにより、乳幼児期から高等学校卒業後まで、ライフステージに応じた切れ目のない包括的支援の充実に努めます。

また、障がい児の保護者の不安を払拭し、発達や生活に関する悩み等に対応するため、相談支援専門員に加え、保育、保健医療、教育等の関係機関との連携を図ります。

4 その他活動指標

(1) 子ども・子育て支援等障がい児受入人数【児計画】

子ども・子育て支援等の障がい児受入人数 (人)

種類	第6次	第7次		
	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度
保育所	9	4	4	4
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	0	0	0	0